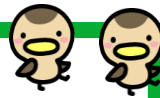


ご注意ください

移動販売の物干し竿購入トラブル



物干し竿が「**2本で千円**」と放送していた車が通ったので、購入しようと呼び止めた。「**2本で千円のはプラスチック製で、数千円高いがステンレス製もある**」と言われたので、**3、4千円位か**と思い、**ステンレス製が欲しい**と言った。業者は**はっきりした金額を言わないまま、適当な長さ**に物干し竿を切断した。

業者は「**8万円だ**」と言ったので、「**高すぎる**」と苦情を言ったが、切断してしまったので**払え**と言われ、仕方なく支払った。領収書もらったが、業者の連絡先は書いていない。解約したい。

(大分市 70代 男性)



この業者は、放送していたものよりかなり高い商品を強引に販売していますので、「**訪問販売**」に当たると考えられ、クーリングオフが可能です。しかし**業者の連絡先が分かりません**。同じような事例の多くは、業者の連絡先などはでたらめで、どうすることもできないケースがほとんどです。**商品と金額を購入する前にしっかりと確認すること、金額に納得がいかないなどで「不要だ」と思ったらきっぱりと断りましょう**。不審に思った場合は、その場で消費生活相談窓口にご連絡してください。脅されるようなことがあったら警察にもご連絡しましょう。